

市長会見の項目（概要）

と き：令和2年5月29日(金)13:15～

ところ：市政記者室

■ 塾代助成事業、就学援助制度の取扱いについて

<担当：こども青少年局 企画部 青少年課（こども育成事業グループ） 電話：06-6208-8159>

<担当：教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7635>

【フリップあり】

- ◆ 大阪市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、市内在住の中学生の約5割を対象として、学習塾や習い事にかかる費用を、月額1万円を上限に助成している。
- ◆ 助成対象者は、通常、基本的に前年の所得により決定しているが、このたびの、新型コロナウイルス感染症拡大により急激に収入が減少する世帯もあることから、特例的に助成対象を拡大し、申請日時点で就学援助制度の対象となる方についても前年の所得に関わらず、利用できるようにする。
- ◆ 早期の利用が可能となるよう、就学援助の認定を受けた方だけでなく、申請中の方からも特例にかかる申請を受け付けるので、塾代助成事業についても手続きしていただくようお願いする。
- ◆ 本日、令和2年5月29日（金曜日）に、塾代助成にかかる案内ハガキを、現在助成を受けていない中学生を養育している全家庭に送付する。
- ◆ 6月中に申請してもらえれば、8月中に「塾代助成カード」を交付し、9月から利用してもらえる。詳しくは、塾代助成事業専用ホームページで確認いただきたい。
- ◆ また、就学援助制度においては、既に周知しているが、令和2年度は、早期の認定・支給が可能となるよう、生活福祉資金の貸付決定がまだの方や申込予定の方からも、就学援助の申請を受け付けている。
- ◆ 就学援助制度を申請した世帯の学校徴収金の徴収を、令和2年7月から認定結果がでる月まで猶予することで、実質的な負担軽減につなげる。
- ◆ 令和2年度の小学校1年生、中学校1年生に対する入学準備金についても、当初予定よりも約1か月早い9月上旬に支給することとする。
- ◆ なお、就学援助の申請期限は令和2年6月30日（火曜日）ですので、学校を通じて、できるだけ早めの申請手続きをしていただきたい。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちを取り巻く環境は非常に厳しいが、子育て世帯の経済的負担の軽減とともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会が少しでも広がるように、今後もさまざまな子育て世帯への支援を行っていく。